

【書評】

浜田久美子著 『日本古代の外交と礼制』

近藤 剛

浜田久美子氏（以下「著者」と称す）は、二〇一一年に研究書として『日本古代の外交儀礼と渤海』（同成社、以下「前著」と称す）を上梓し、古代日本と渤海の外交儀礼に注目して研究をされてきた。著者はこの間、両国の交流を示す根本史料である外交文書に注目し、主宰者の一人として立ち上げた「国書の会」の成果として『訳註日本古代の外交文書』（八木書店、二〇一四年）を刊行し、二〇二一年には『古代日本対外交流史事典』（八木書店）を編集するなど、古代の対外関係史を牽引する気鋭の研究者である。他方、国会図書館で長年勤務された経験を踏まえて出版した『日本史を学ぶための図書館活用術…辞書・史料・データベース』（吉川弘文館、二〇二〇年）は初学者にとって大変有益な書である。

さて、本書は著者二冊目の研究書であり、前著刊行後の二〇一四〜一九年に発表された諸論文を大幅に改訂した七本の論稿と、三本の新稿および序章・終章からなる。また、前著がおもに八・九世紀の日本史料を中心とした論文であったのに対し、本書は七世紀以前の東アジアや中国・朝鮮史料をも検討の対象としており、時代や地域の広がりとともに深みのある研究となっている。以下、各論文の概要を紹介し、本書の特色や意義などを述べることにする。

序章「礼制からみる古代の東アジア」では、本書の検討対象とその研究史、内容と構成について述べる。本書では礼制に関する「礼の普遍性」、「君主間の外交関係」、「主客関係の待遇としての賓礼」という三点に注目し、

古代日本の外交について再考する。日本古代史においては、国家形成の主軸に律令法を据えていたために、礼が律令法の継受とともに論じられ、礼は法とともに王権によって定められたと研究史を辿る。著者は古代日本の法に取り込まれた礼を検討するのではなく、東アジア全体を視野に入れ、外交の場で表出する礼を考察し、古代の新羅や渤海との関係を明らかにすることを目的とする。それにより、従来中国の影響を受けながら、法と同様に周辺国が独自に形成するとみられてきた礼秩序を、両国の関係性をもとに運用される東アジアの「共通」「共有」の概念として捉え直すことに挑戦する。

第一部「礼制と交通」は二本の論文からなる。

第一章「日唐交通と朝鮮半島」では、中国古典の『儀礼』聘礼にみえる「仮道の礼」を手がかりとして、七世紀までの倭国の対中国外交における朝鮮半島の役割を考察する。倭国は隋代では百済の仲介で、唐代には新羅經由で中国を往来した。いずれも使節は朝鮮半島南部・西部の沿岸を経由する必要があったが、それを可能にしたのは、四・五世紀以来の倭人と加耶諸国との交流の拠点が

存在し、それが国家の枠を超えて機能していたと仮定する。そして高句麗が、倭や百済・新羅による中国への朝貢路を塞いでいたのに対し、百済や新羅が倭国に対して道を塞ぐことをしなかったのは、滞りない往来を維持する路次国としての中国に対する外交儀礼であり、礼制が周辺諸国の関係に影響を及ぼしていたことを論じる。

第二章「八・九世紀の日本と新羅―遣新羅使再々考―」では、律令国家期の日羅関係をⅣ期にわけて考察する。Ⅰ期では大宝律令を制定した日本が中華思想をもとに新羅を蕃国に位置づけ、慶雲四年（七〇七）に文武天皇が新羅聖徳王を宣諭する慰勞詔書を発給すると、日羅の直接的な君主間外交は破綻した。それに続くⅡ期では、神亀三年（七二六）まで王命を受けた貴族主導の外交形態に変化し、宝亀十年（七七九）まで続くⅢ期では、新羅の貴族主導の外交で交易的性格が強まり、日本ではその対応を大宰府が行うようになった。そして新羅国内の混乱から日本への遣使がなくなり、日本から遣唐使の事前連絡の使者が派遣された宝亀十一年（七八〇）以降をⅣ期とした。この中で、Ⅱ期に行われた大臣外交を、従来

の王とは異なる次元での外交ではなく、王の外交権のもとで貴族によって主導された外交であったとする点、IV期における遣新羅使が、遣唐使往復の事前連絡と遭難時の保護依頼の役割を果たしていたことについて、八世紀初頭に遡ることができるとの指摘は重要である。

第二部「外交文書にみる古代日本」は三本の論文からなる。第一章「東アジアにおける文書外交と相互認識」では、八・九世紀の日本を中心とする東アジアの文書外交の特質について、君主間文書と役所間文書とを整理してその実態に迫る。新羅や渤海は唐皇帝を中心とした中華世界に規定され、独自の中華思想を文書外交に表していなかったのに対し、日本は自国中心の中華思想から、新羅や渤海には唐と同じ立場で慰勞詔書を用い、上表文の提出を求めた。しかし新羅や渤海は日本に上表しなかった点で日本の中華世界は成立していなかったとする。一方、役所間文書（牒）については、まず日羅間における文書授受の役所に関して、天平宝字八年（七六四）に新羅の執事部（後の執事省）が日本の太政官ではなく、大宰府からの「報牒」を求めたことを取り上げ、天平四

年（七三二）以後、貴族主導の新羅との外交窓口が大宰府となった流れから、この対応関係が定着していたのではないかと指摘する。また新羅康州の対日外交における位置づけを考えていく必要性を提示する。一方の日渤海間においては、日本の太政官と渤海の中台省との間での牒状のやり取りがなされている。この中で、儀礼の一環として渤海使に対して太政官牒が下賜される点が日渤海外交における特異性であろうと述べる。

第二章「大宰府における外交文書調査」では、石井正敏氏が一九七〇年に発表した「大宰府の外交面における機能」で唱えた「国書開封権」をめぐる論争について、論点の整理と課題を抽出し、著者の見解を述べる。『続日本紀』天平十五年（七四三）四月甲午条にある「書奥注物数」の「奥」字を蓬左文庫本にもとづいて「直」字であるとし、この書を新羅使が持参した「物品リスト」と解釈する。また、宝龜四年（七七三）の渤海使のもとらした「表函」については、『善隣国宝記』の検討などから、旧稿の理解を改めて中西正和氏の説を支持し、君主間文書の函であったとするが、函書きが違例・無礼で

あつたため、写しが進上されたとされる。しかし、この時行われた能登国司による国書の開封が恒例となつたことについては疑問とし、実態としては朝使の到着を待つて国書が開封されていたと理解する。そして『続日本紀』宝龜十年十月己巳条にみられる「渤海蕃例」の意味について、「渤海使来着時のように、外交文書を開封して写しを進上し、文書の本体は外国使節に返す」（一七四頁）ことであり、渤海使が君主問文書を持参したことを例示したものであり、誰が開封するのか、来着地による開封が渤海使来着時の恒例だったのかについて触れたものではないとし、次章にてこの点を考察する。

第三章「外交文書開封にみる政治文化」では、宝龜十年に新羅使金蘭孫等が来日した際に、大宰府に対して、上表文があれば「渤海蕃例」に準じて写しを作成して進上し、表の現物は使者に戻すこととする内容があることから、この淵源について石井正敏氏の説に則り、宝龜四年の鳥須弗が能登国に来日した時の例とする。しかし、これ以外に事例を見出すことができず、「渤海蕃例」が恒例であつたわけではないことを強調する。次に「渤海

蕃例」以後の事例として、『類聚三代格』卷十八・天長五年（八二八）正月二日条にある渤海使王文矩らがもたらした「啓牒」（渤海王啓と中台省牒）を、太政官符による中央からの指示をもたらず「朝使」の到着を待つて但馬国司が開封している。このような来朝理由を問う朝使である存問使（入京が決まれば引率の領客使を兼ねる）による渤海国書の開封は、弘仁五年（八一四）に来日した渤海使王孝廉一行の時に行われたと推測し、国司の国書開封は例外的に中央からの指示を受けて行われたもので、国司が自発的に行う「権利」ではないとする。この変化は、嵯峨朝における外交儀礼整備の過程で確立された体制であり、桓武の権威強化政策が嵯峨朝による存問使による外交文書開封につながる政治文化の萌芽とみなせるのではないかとこの展望を示す。

第三部「古代国家の外交儀礼」では、近年の外交儀礼研究の問題点や対外関係史の枠組みが広がっている現状を鑑み、日本古代の外交儀礼が中国礼制の受容に収斂せず、対外情勢に起因して独自に形成されるものとして検討すべきことを指摘する。それを踏まえて、古代日本の

外交儀礼の形成過程とその特質の考察を行うことの重要性を論じる。

第一章「賓礼」以前―七世紀までの外交儀礼―では、まず六世紀の外交儀礼について、田島公氏が指摘する「古い形の外交形式」の形成過程について検討する。六世紀までの倭国の外交儀礼は、外国使節を迎える迎労と、献物進上に対する饗応で構成されており、群臣から王への献物進上に儀礼式的性格があるという。前者については倭国や朝鮮諸国では、中国で行われる国境と王畿（畿内）境での二段階での迎労が確認されないため、倭国の儀礼は朝鮮諸国の影響を受けて形成されたと指摘する。七世紀になると、推古十六年（六〇八）に来倭した隋使裴世清が小墾田宮で受けた儀礼から、これまで客館で行われていた饗応中心の外交儀礼が、朝廷での国書進上を伴うものに変化したことに注目した。したがって、七世紀になるとそれ以前の南朝の儀礼だけでなく、遣隋使が隋で体験した儀礼に基づく礼制も導入され、裴世清への儀礼は、隋と倭国の儀礼の複合型とみる。

第二章「律令国家の外交儀礼」では、八世紀以降の外

交儀礼について次のように論じる。八世紀初頭では入京を前提とする外交儀礼を元日朝賀への参加という形で整備した。八世紀半ばの藤原仲麻呂政権は、唐令の体系的受容を機に賓礼である天皇出御の国書・献物進上儀と饗宴儀を整えた。仲麻呂政権では礼制を政治的に利用し、新羅に対しては礼の不成立を新羅征討の根拠とし、渤海に対しては国号が「表」の体裁を満たしていなくても賓待し、当時の緊迫する国際情勢のなかで積極的な外交政策を執った。

九世紀になると外交儀礼の対象が渤海のみとなり、嵯峨朝には、外交儀礼の中心が朝賀から饗宴儀礼に移り、文章経国思想のもとで文人官僚による漢詩文交流と交易を行う外交形態となっていたことを最大の画期とする。淳和朝になると、経費節減を訴える右大臣藤原緒嗣の働きかけで、一紀一貢の年制が制定され、渤海使の正月入京がなくなると、渤海への外交儀礼は儀式として固定化・形式化され、仁明朝に「承和の新体制」として再編されたとする。以上の考察により、律令国家の外交儀礼の形成には、中華思想の形成に抛る段階、体系的な礼制

の導入による段階、国内の政治の手段となる段階、儀式として固定化される段階などがあることを考察した。そして、現実的な外交関係に立脚すべき外交儀礼本来の在り方が機能していたのが藤原仲麻呂政権までであったと述べる。

第四部「藤原仲麻呂の渤海外交」は三本の論文からなる。第一章「遣唐使藤原清河の帰国策」では、天平勝宝四年（七五二）に入唐した遣唐大使藤原清河の帰国策をⅢ期にわけて検討する。天平勝宝六年（七五四）から天平宝字二年（七五八）に小野田守を遣渤海使に任命するまでのⅠ期では、新羅との関係悪化や、国内の混乱により帰国策を実施することができず、仲麻呂はそれに対処しながら政権の拡大に努めていた。仲麻呂による帰国策が具体的に動き出すのはⅡ期で、遣渤海使小野田守に大陸での情報収集を行わせるとともに、渤海使楊承慶に高麗（渤海）国王宛の慰勞詔書を送り、清河の帰国協力を要請している。この時に、迎入唐大使高元度を派遣しているところまでを第一回の清河帰国策とする。しかし唐側の事情で帰国が認めてもらえないとなると、天平宝

字五年（七六一）十月に、二回目の帰国策として高麗大山を渤海に派遣する。大山は帰国時に渤海使王新福を伴っているが、渤海から唐への「朝聘路」が不通であることを聞き、「迎清河使」を送り出すことができなかった。仲麻呂没後のⅢ期では、唐の情報は新羅ルートで入手されるようになり、渤海使についても北陸ではなく大宰府への来朝を要求するようになるなど、Ⅱ期のような積極的に遣渤海使を派遣する動きが見られなくなる。著者は、Ⅱ期とⅢ期とを比較し、仲麻呂による積極的な帰国策は、彼の政治基盤である近江や越前と密接であったことがあるといえる。しかしⅢ期では、律令国家の外交認識にもとづく制度的・受動的な外交姿勢により、清河の帰国が実現しなかったとする。以上の考察から日渤海外交の変質の画期について、従来は七六二年に渤海が郡王から国王に昇格し、唐と渤海との関係が好転したこととされてきたが、日本国内に目を向ければ、安史の乱の混乱期に在唐者の帰国をめぐる奔走した藤原仲麻呂政権の崩壊が大きいのではないかと指摘する。

第二章「藤原仲麻呂と「高麗」——渤海の「高麗」国号

をめぐって―」では、まず天平十九年（七四七）に朝廷は高句麗滅亡後に日本に帰化した肖奈公大山や同広山に「肖奈王」姓を賜い、天平勝宝二年（七五〇）には「高麗朝臣」を贈ったことを取り上げ、これを肖奈王という「客（蕃客）」の位置づけから「朝臣」という国内一般の臣下と同等になったとする。ついで渤海への「高麗」国号に関しては、仲麻呂政権の対渤海政策として戦略的に「高麗」国号を利用したとする。すなわち、仲麻呂政権以前の天平勝宝年間までは、高麗朝臣の外交起用で高麗の時代からの親密さをアピールするに留まっていたが、仲麻呂政権が確立する天平宝字年間になると、「高麗」の意味が高句麗国から渤海国そのものに読み替えられたとする。そして天平宝字三年の「高麗国王大欽茂言」の「高麗」部分は、かつての朝貢国高句麗を継承する意図で「高麗国王」を自称したとみる石井正敏氏の説や、渤海の国内発展にもとづく自信が大國高句麗の継承国を自称させたとする赤羽目匡由氏の説を退け、日本側で作られた記載と解釈し、仲麻呂政権の渤海外交における戦略であったと述べる。さらに天平宝字八年に來日した新羅

使金才伯等の來日に伴って發給された乾政官符に「高麗國」が見えることから、仲麻呂は渤海だけでなく新羅に対しても渤海を「高麗」と表そうとしていたことに注目する。すなわち、東アジアを視野にいれて戦略的に「高麗」号を使用したこととなり、唐と渤海の関係なども踏まえた上での使用とみられるとする。また、仮に渤海王が「高麗国王」を自称するなら、それは唐の眼に触れる可能性を有しており、東アジア全体を意識する必要があるという。大欽茂も日本の「高麗」国号を容認していたとし、これは渤海の自尊心を満たすものであったのだろうとし、以上のことから、仲麻呂の外交手腕は軽視されてはならないとする。

第三章「渤海使と出羽国」では、渤海の使節が出羽国に到着したことの分析と、藤原仲麻呂政権で渤海の出羽來着の事例がないことに注目し、日渤海交流における出羽の位置づけについて考察する。その結果、出羽に來着する渤海使節については、彼らが取った航路（北回り航路や日本海横断航路）や規模、目的などは多様であったことを整理する。律令国家は渤海外交開始当初から高句麗

時代の先例にもとづいて、渤海外交の窓口を北陸とし、仲麻呂政権下で積極的に能登国や越前国を整備した。したがって、出羽国は来着する渤海使には対応したが、外交基地にはならなかったと述べる。そして平安時代の事例から、出羽国は東アジア世界の交易拠点として存続したことを推測する。

終章「律令国家」への問題提起」では、本書で述べてきたことをまとめ、今後の課題や展望を述べる。

ここまで見てきたように、本書は四部構成で、各部分から難く結びついている。序章において中国から受容される礼制が、各国で独自に作られる法とは異なり、東アジア諸国に共通する概念ではないかとの見通しを示し、その問題について文物をもたらず使節が用いる交通路や、外国使の性格を第一部で扱う。その考察から、使節が持参する外交文書（国書や国家牒）の特質および受納した後の扱いに関して第二部で取り上げる。この検討を通じて、外交文書そのものからは見えてこない両国の関係性や礼の在り方を、外交儀礼全体から追究したのが第三部であり、そこから藤原仲麻呂政権の特殊性を見出

し、この点について考察したものが第四部である。次々と深みにわけ入っていくような感覚を評者は覚えた。また、本書にある二十八の表と、巻末にある五つの附表の存在は大変参考になった。先行研究を丹念に集め、それに関連する史料を提示するだけでなく、例えば遣唐使をめぐる動向などを時系列に沿って示すことで、読者の理解を容易にしてくれている。

次に本書の意義について述べる。これまでの古代日本の対外関係史研究は、東アジア（あるいは東部ユーラシア）の政治外交の解明に重きが置かれ、外交文書の内容をはじめ、その形式や書儀などの分析、あるいは個別の外交儀礼の考察を通じて二国間の相互認識などについて検討がなされてきた。それに対して、本書では一連の外交活動において表出される礼（礼制）の存在を明らかにし、なおかつそれが各国で独自に作られる法を超越し、東アジア諸国において普遍的であるかどうかを明らかにしようとしている点に独創性がある。そしてこの試みは理にかなっていると評者は考える。例えば、第一部第一章の「仮道の礼」の存在から、新羅や百済が日本の遣唐



使派遣に際して、滞りない往来を維持する路次国の役割を担っていたこと。第二部第一章では、唐の周辺国において、日本のみが唐と同様に慰勞詔書を利用して新羅や渤海を夷狄として扱おうとした。しかし新羅や渤海が有する独自の中華思想が外交文書の形式からはいくかがうことができず、そこには規定されないことなどを明確に述べたこと。また、第一部第二章にみられる日羅関係の再検討では、著者独自の時期区分を行い、従来のいわゆる「大臣外交」の理解とは異なる視角を提示したことや、遣唐使の保護依頼の遣新羅使の派遣がⅡ期まで遡ることができるとしたこと。さらに日本への牒状の宛所が太政官から大宰府になっていく流れについて、「大宰府での交易は、入京儀礼を伴う君主間外交の使者でないためであり、冷遇なのではなく、異なる外交の形態であった」（二〇七頁）と指摘されたことは重要である。

藤原仲麻呂の外交政策について述べた第四部第一章では、従来新羅征討計画に重きが置かれていた対外関係史料を、藤原清河を帰国させるための視点であらためて読み直し、説得力を持って論じていた。そして第三部にお

いて、古代日本の外交における礼の受容の画期を律令に求めるのではなく、それ以前の七世紀からの連続性で捉えるべきであった点は、今後の外交儀礼研究の水準を引き上げたものと評したい。

一方、今後さらに議論を深めていくべき点もあるように思われる。いずれも師説に関連することであるが、一つは、第二部第二章・第三章で扱われている、いわゆる外交文書調査権（国書開封権）の問題である。関連史料の一つである、前述の『続日本紀』天平十五年四月甲午条記載の「書奥注物数」の「奥」字を「直」字とすることについて、石井正敏氏が新日本古典文学大系『続日本紀』の当該条の校注から、直字が『日本紀略』のみであることを根拠に退けていると述べていることについて、著者は「校注には、底本である蓬左文庫本が「直」字を採用している旨が書かれていないため、石井氏のように解釈できてしまう。しかし、蓬左文庫本（『続日本紀』蓬左文庫本二）八木書店、一九九一年）を確認すると「直」字であることは明白である」（一七五頁）と述べる。だが、蓬左文庫本が新日本古典文学大系本の底本として利

用されていることは本書の凡例に明示されており、当然そのことを理解した上での記載であり、文脈から「奥」字としていると判断される。また、この「書」についての石井氏の最新の理解は国書ではなく、「何らかの文書」「贈答品目録に類するもの」「これまで別紙に記されていた贈り物の品目・数量を、今回は（使旨を記した文書と）同一紙に記したことを指摘したもの」と解釈される」（『日本渤海関係史』吉川弘文館、二〇〇一年、五六二・五六六頁）とある。一方で蓬左文庫本に基づいて「直」字であったとしても、その「書」を単に「物品リスト」と解釈することは可能であろうか。確かにそれは「大いに常例を失す」ことにはなるが、評者は疑問を抱いた。

次に「表函」や「渤海蕃例」の内容であるが、これも現状で石井氏の説、すなわち「表函」を国書の入った「函」を指すのではなく「国書を含む一式」とする理解や、「渤海蕃例」が『類聚三代格』天長五年正月官符第四条に「一、応レ写取進上啓牒事、右、蕃客来朝之日、所レ着宰吏、先開封函、細勘其由。若違故実、隨即還却、

不レ勞言上」とある国司による国書開封の道理（原理・原則）であることに異論はない。「啓牒を写し取り進上」するとは、君主が発給する文書（啓）と官庁が発給する文書（牒）のいずれも指している。このような原則がありながら、現実には国司にとつてあまりに強大な権限であり、責任が大きすぎたため、朝使の到着をまつて調査することが通例であった（石井著書六〇八頁）という理解で十分成立するのではないだろうか。

第三部第二章にある渤海王大欽茂の高麗国王自称問題については、著者が述べるように果たして日本側による記載に過ぎないのか、今後さらに活発な議論が展開されていくことが期待される。

以上、本書は古代の対外交流史研究の水準を新たな段階に引き上げる足がかりとなる好著として、今後まず参照しなければならぬであろう。その点を強調して筆を措くことにする。